

〔問〕

## 昭和44年度 (問題)

1, 2, 3 (アまたはイのいずれか一つを選択) または 4, 5, 6 のいずれか一方の組を選んで解答すること。

1. ある生命保険会社では個人保険の新契約の平均保険金額をいままさしく高めたいと考えている。この目的に答えるため考うるいくつかの方法を挙げ、それぞれの方法について経営的観点から論評せよ。

2. 責任準備金の充実に関する行政方針について感想を述べよ。

(参考) 責任準備金の充実について (蔵銀第1002号)

生命保険会社の責任準備金の積立てについては、保険業法上原則として要求されている純保険料式によるほか、保険数理面からみて必要最少限度要請される全期チルメル方式あるいは短期チルメル方式によることもやむをえないとされてきた。

これは、戦争により潰滅的ともいふべき打撃を受けたわが国の生命保険事業が、戦後のインフレーションにより高騰する事業費をまかないながら、また加えて保険料月払制度の採用あるいは、時代の要請する新種保険の発売等による事業費負担の増大にたえながら、すみやかに保有契約高の回復をはかる必要があったことによるものと考えられる。

しかしながら、保有契約高がすでに国民所得額をしのぐに至り、また経営内容も相当程度の回復安定をみた現在の段階においては、保険審議会の答申(昭和37年3月22日)に述べられているように責任準備金の積立て目標を純保険料方式とし、その目標達成のため各社の実情に応じ計画的かつ段階的な積立方式を定めてこれを着実に実行することが肝要である。

また、当局は従来からしばしば経営の健全化、効率化のため、事業費の節減、継続率および募集制度の改善等について強く要請し、これを受けて各社それぞれ改善計画を策定し、その達成に努めてきたところであるが、必しも所期の成果をみるに至っていない。このことは、各社の責任準備金の充実についての認識と配慮が不十分なまま、ややもすれば効率を軽視した量的拡大競争が行なわれてきたことにも起因していると考えられる。

さらに、各社の経営の実績が保険料、配当等に反映されるいわゆる有効競争がいつそう進展していく今後の環境を前提とすれば従来のような量的拡大のみをこととする経営のあり方は許されず、担保力特に責任準備金の充実は、業務運営上もっとも基本的かつ緊要な課題で

〔問〕

あるといわなければならない。

よって、この際、経営者においては業務運営の基本を経営の効率化による責任準備金の充実におき、その着実な実行に努めることとされたい。

3.(7) 44年2月6日付蔵銀第311号「生命保険会社の経理基準について」（いわゆる統一経理基準）において次の各項目はどうか扱われているかを述べ、かつその扱い方について論評せよ。

(1) 未収利息

(2) 上場有価証券の評価と保険業法第86条準備金

(3) 貸倒引当金および退職給与引当金

(4) 農協共済におけるEDPによる業務管理について述べよ。

4. 調整年金における現行信託報酬体系の特性と問題点について論ぜよ。

5. 年金投資基金信託（貸付金口）、いわゆる第3合同の創設にあたり、合同運用の効用ならびに合同運用の将来における可能性について所見を述べよ。

6. わが国における自営業者（自由業者を含む）年金制度の概要およびこれらの年金制度と国民年金基金構想との関連について論ぜよ。

## 昭和 44 年度 ( 解答例 )

- 1.(1) 外務員により高額の契約を取扱う習慣が着くよう、教育、訓練、指導を強化する。

より高額の契約を取扱うことは外務員の収入の増加に結びついている。ただし、毎月の挙績件数を減らすことのないよう注意すること。また、顧客に無理強いをして契約の早期脱落を招かないよう気をつけさせる。

- (2) 外野給与規定における S 比例のウェイトを高める。

この方法によると、顧客の P 負担能力が一定であると仮定すると、外務員の販売努力は S の高い種類に向う。養老保険ならば短期の種類から長期の種類に占率が移行する。ただし、新契約費が P に比し、著しく割高にならないよう注意すること。

- (3) 外野給与規程において定期性の強い商品をより優遇する。

この方法によると、顧客の P 負担能力が一定であると仮定すると、外務員の販売努力は定期性の強い商品に向う。顧客の P 負担能力が、その S に対するニードと著しくかけ離れている状況の下では、速効性のある方法である。言うまでもなく、定期化傾向の促進に伴うもろものデメリットが予想されるから、実施に当っては細心の注意が必要である。

- (4) 低額契約の取扱いに対する制限を強める。

低額契約の取扱いに対する制限を強める場合は、低額契約の件数と金額占率に注意を払い、行き過ぎの起らないようにすること。

- (5) 高額契約の取扱いに対する制限を緩める。

保険種類、種目、加入年令、診査の有無、査定条件、職業等によって設けられている保険金額の最高制限を緩和するのであるが、制限緩和に伴うデメリットが避けられない以上、行き過ぎの起らないよう気を付けるべきは言うまでもない。他社との競争で悪循環を起す恐れもある。

- (6) ( 参 考 )

この問題に対しては、その性質上、種々様々の解答が現われた。上に挙げたものは比較的多くの答案に現われた方法の例に過ぎない。参考のために、答案に現われた他の方法を列挙して見よう。方法の良否の判断は読者に委ねる。

イ) 増員の方法を改善し、素質のある外務員の導入に努める。

ロ) 弱少外務員の整理

ハ) 低料、増配の実施

- ニ) P Rに工夫を加える。
- ホ) 外野給与面において高額契約に対する給与の割増
- ヘ) 高額割引の実施
- ト) 平均金額の低い加入年令層, 保険種類等の販売制限
- チ) 新種商品の開発
- リ) 低額契約の乗換奨励
- ヌ) 作成ないし発表成績の水増し

2. この蔵銀通達に述べられている主旨は、責準のあり方として、いわゆる純保式が最も正しく、全期チルメル式、あるいは短期チルメル式は、あくまで一時凌ぎの方便であるとする思想を前提とした現行業法の下では、一応、誠に尤もなことであると思われる。

ただ、この通達に述べられているように、現在が保有契約高の点においても、経営内容においても、一応の安定点に達したとみられるかどうかは、問題であろう。

むしろこの点は、いわゆる上位数社においては然りであるというのが本当であろう。上位数社と下位会社との隔絶は、その保有契約高においても、また経営内容においても甚大である。

然らばこのような現実を知りながら、なぜ、敢て、安定点に達したとして、かかる通達を出さなければならなかったのであろうか。これは、絶対的な優位にたつ上位会社に、料率引下、増配という声が常にあり、それを下位会社との振合から極力押えてきた当局も、遂にその抑制の限界を感ずるようになったので、ここでその鋒先をかわすために、このような方針を打出したというのが本当のところであろう。

しかし、限界が純保式という有限のものであるために、ここに新しい問題が発生する。すなわち、現実責準の純保式責準に対する比率における各社間の懸隔は、極めて大なるものが存在することである。比較的僅少の努力をもって早期に純保式を達成しうる会社と、同時期に純保式を達成するためには、例えば新契約活動の大巾なダウン、その他一般事業費の極端な切詰めなどをしなければならない会社とを、同列に論ずることができるであろうか。後者の手段を取って強制するとすれば、経営規模の上下較差は現在の数倍にも拡大し、極端に言えば、存在意義の失せた会社の出現をも見かねまい。

そこで当局は、各社の積立計画に格差を認め、終極的には純保式を目指しながらも、目標

到達時点については、上位会社と下位会社との間に差が生ずることは已むを得ないとしたのであるが、その間、下位会社においては商品面等において、独自の道を開き、正常な営業活動が続けながら、少しでも早く目標を達成するよう希望した。しかし、このような方法では、希望達成は無理であるというのが本当であろう。

一方、当局の意向としては、純保式を達成したあとは、その会社の経営方針について自由を認めるとしている由なので、ここにまた別の問題が生ずる。

すなわち、純保式を早期に達成した会社は、料率、配当率あるいは、解約返戻金率等において、自由な選択が可能となるので、まだ純保式に達しない下位会社は、塗炭の苦しみを味わうこととなる公算が非常に大きいということである。

要するに今回の措置は、現在の上下較差にもとづく経営上の圧迫を、将来に引き延したにすぎないことになりかねないのである。

以上の矛盾を解決するためには、

- (1) 下位会社は、あらゆる方策を講じて、上位会社に、あまり遅れをとらぬよう目標を達成することに努力すること。この場合、下位会社には、その実情に応じて、特恵的な行政がとられて然るべしと思う。
- (2) 現実問題として、有力上位会社のみが純保式に達し、下位会社は未達であるという事態になったとき、機械的にかかる上位会社に自由行動を許すことが、生保事業全般からみて利なるか、不利なるかを行政的に再考し、適宜な施策を講じなければならないであろう。

しかし、見方を変えれば、一旦純保式に到達しても、契約の増大を計りながら、それを維持することは容易ではないから、仮に行政的には自由行動を許されても、心ある経営者ならば、その経営責任として、慎重ならざるを得ない筈である。したがって、責準の積立方に自由を許していた時代の自由競争とは、その性質は異なる筈であり、この意味においては、今回の行政措置が、現在の問題を将来に引き延したに過ぎないというのは言い過ぎであり、それなりの意義は十分に認められるというべきであるかもしれない。

- (3) ただしかし、過半数の会社が純保式を達成してしまった時期において、未達会社の処遇は微妙となるであろう。この場合、あるいはこれら未達会社に対しては、純保式によらず、適当な短期チルメル式にて足れりとするか、ないしは、上位会社への合併などという方法をとらねばならなくなるであろう。

いずれにしても、今般の行政の前途には、多大な困難が横たわっていることは、十分に

予想されるところである。

上位会社の自肅自戒的態度と、行政当局の早急なポスト純保式行政の確立を望みたい。

### 3.(7)

#### (1) 未 収 利 息

##### (A) 扱 方

妥当な未収利息は収益として計上する。ただし、経過期間中（S 4 3 年から S 4 5 年までの3年）は、計画を立てて、每期その計画に従って利益に計上することとする。

##### (B) 論 評

生命保険会社では、経理の健全性を維持する趣旨から、保守的な会計処理が一貫して堅持され、従って収入利息についても、未経過利息は計上するが未収利息は計上しない方針で通してきた。一方、戦後、企業会計においても、税務会計においても、逐次発生主義が普遍化し、銀行等においても未収利息を計上するようになったが、生保においてはなおその計上を取入れず、未収利息は簿外資産として税務上否認する方式を採用してきた。今回この通達により、漸く計上に踏み切ったもので、生保会計を一般企業会計と同じ立場に乗せ、明瞭性の原則を進めたことは、妥当な措置と考える。

なお、保険会社の見込資産として未収利息とともに、未収保険料が重要であるが、これについては、いわゆる責任準備金の限度積立を行なうことにより、その貸借対照表上への記載を省略している。

#### (2) 上場有価証券の評価と保険業法第 8 6 条準備金

##### (A) 扱 方

上場有価証券の評価は、低価法により評価するものとする。

保険業法第 8 6 条準備金は、業法に規定するとおり、資産の評価換え、または売却により計上した利益が、これにより計上した損失を越えるとき、その差額を積み立てることとする。ただし、当局の認可を受けた場合はこの限りでない。

##### (B) 論 評

上場有価証券の評価は商法上、原価法および低価法が認められているが、生命保険会社としては、会社財産の表示上、安全であり確実である低価法をとることは止むを得ないと考える。ただ、低価法の採用は、現在の各社の過大な株式含みや売却益の一因とな

っており、契約者財産の表示という観点からは問題が残ろう。

86条準備金については、その性格が不明瞭である。87条の取崩しの規定を見れば、株価等の価格変動準備金の性格を持つと考えられるが、無制限積立を規定している所を見れば、さらに広く一般的な利益の留保と見ることもできる。また見方を変えて、契約者の資産である株式含みを実現したに過ぎないから、契約者に返還すべきものとも考えることもできる。さらに、ただし書の86条不積立が、当局によって事実上殆んどノーチェックで適用され、多くの会社で、キャピタルゲインが責任準備金や配当準備金に繰り入れられていることを見ると、行政当局においてすら未だに確たる解釈を下しかねているのではないかと思われる。

一方、規定上一見価格変動準備金の態をとりながら、繰入限度も積立限度もなく、全額課税の対象となっていることも、この規定の適用に一層混乱を与えている。

今回の統一経理基準で、これらの問題の解決を先に見送ったのは遺憾であり、他の金融機関との競合上からも、86条準備金の明確な基準を早急に検討すべきであろう。

### (3) 貸倒引当金および退職給与引当金

#### (A) 扱方

貸倒引当金は、税法基準（貸金の $\frac{15}{1,000}$ を限度とする）により每期継続的に繰り入れることとする。

退職給与引当金は、自己都合退職の場合の退職給与規定による要支給額の最低50%を目標に、每期計画的に繰り入れることとし、なお税法基準による繰り入れは必ず行なうこととする。

#### (B) 論評

これらの引当金は、従来、行政当局による明確な指示のないまま、各社独自の判断で積立を行っていたが、今回の経理基準により、始めて統一基準が与えられたものである。統一に際し、税法基準にその根拠を求めたことは現実問題として止むを得ないことであるが、税法の規定そのものは、なお若干考察を加える余地があると思われる。

貸倒引当金については、生保会社の貸付の性質上、継続的に多額の貸倒が発生することはまず考えられないので、貸金の $\frac{15}{1,000}$ という積立率では、貸倒引当金の本来の性格からすれば過大となり、利益留保的な性格が強い。銀行の場合、税法限度額以上の積立が、経理基準で要請されていると云われるが、そうなると更に利益留保の色が強い。責任準備金積立を第一目標とすると、貸倒引当金をそれに優先させることにはやや疑問

が残る。

退職給与引当金は、純粋に従業員に対する負債であり、その積立は商法上要請される所であるが、自己都合退職時の要支給額の50%で十分であるかどうかは、今後検討を要しよう。

### 3.(1)

次の4点を中心に記述していることが望ましい。

第1点として農協の共済の経営組織体としての特殊性について言及すること。すなわち、単位農業協同組合、県共済農業協同組合連合会、全国共済農業協同組合連合会は、それぞれ独立の経営事業体であり、かつ組合と組合員との間で結ばれた共済契約は自動的に組合から県共済連に再共済され、それは更に全国共済連に再々共済される仕組となっていること。単位農協は共済事業のほか貯金業務、購買業務、販売業務等総合的に各種の事業を営んでおり、県連合会、全国連合会は専門連合会となっていること。

第2点として農協共済事業の三段階機能配分について述べること。すなわち、共済契約事務について述べれば、組合は主として契約者に対する窓口事項を担当し、県共連は契約申込の審査、共済金支払の審査等の審査事項と単協と全共連間の整備中継事項を、そして全共連は機械処理に適した事務を担当すること等の三段階配分を行なっている。

次に、第3点として農協共済事業の業務管理の実態を述べること。

第4点として、それではEDPはどのように活用されているかを述べる。特に農協の共済事業では、全共連に大型電子計算機を設置し、共済契約の事務機械化業務を全共連が受け持つことにしている。従って、システム設計の段階で、県、組合の要望を十分に吸収、取り入れる様にしていること。

現在ユニバックⅢーセットを全共連に設置、いわゆる料金業務については、

組合ー契約者間の請求業務としての払込案内、領収証、入金票の作成

県、組合間の請求書並びに伝票の作成

全共連、県間の請求書並びに伝票の作成は一括して全共連のUⅢが作成

している。その他、異動契約処理、満期通知書の作成、失効による復活督促書の作成等、全面的に機械化されて全共連で作成、それぞれの段階で使用されている。

特徴としては、契約者から組合、県を通して全共連までの一貫した請求関係業務がEDP化されていて、当初請求精算方式（契約者ー組合間は個別であるが、組合、県、全共連間は



月ごとに一括して当初請求方式により掛金の受払をし、異動契約については、異動の発生の都度、月3ロットで組合、県、全共連間の掛金の精算をするやり方をとっている。) という方法をとっている。

決算業務、諸統計業務については、料金業務と同様、全共連で一括 EDP によって処理しており、責任準備金の計算は勿論、利源分析の素材ともなる諸材料も計算されている。

#### 4(1) 信託報酬を一定に定め、完全な実績配当主義を貫いていること。

貸付信託、金銭信託等一般信託商品においては、一応実績配当を建前としながらも、実際には予想(予定)配当率を定め、運用収益と配当の差額を信託報酬としているが、調整年金においては信託報酬を固定し完全に実績配当主義を貫いている。

#### (2) 固有の信託報酬と業務委託報酬を不可分としていること。

この点は信託の立場からすれば運用と業務委託が一体不可分となった包括的商品として受託できる体系として評価しうるが、法律上(厚生年金保険法第130条)は運用は信託、生保への委託が強制されているのに対し、業務委託は基金の任意とされているので、法律上の構成にそぐわない点が問題点として指摘されている。

#### (3) 全基金に一本の報酬体系で適用されていること。

現行報酬は業務委託の引受範囲の画一化を前提として全基金一本の報酬体系を適用しているが、基金の事務処理の実態にそくして数種の業務委託の引受形態を設けて欲しいとする要求に応じ得ないという問題がある。

#### (4) 残高比例方式であること。

残高比例方式は、基金側にとっては業務経理上の負担を生ずることなく運用収益の一部で報酬を支払うことが可能な体系であるから支払いやすい(信託としては徴求しやすい)という長所を有するが、とくに業務委託部分についてはコストとの関連が稀薄なため、合理性に乏しく、小基金に有利な反面大基金に不利に、また基金設立当初の負担は極めて軽いが将来の負担が過大となる点が問題点とされている。

### 5(1) 合同運用の効用

#### ① 受益者にとっての効用

- イ 運用単位に達しない小口資金についても本格運用が可能となり運用効率が向上する。
- ロ 危険が分散される。

## ② 受託者にとっての効用

- イ 善管注意義務（受益者公平の原則＝基金間の利廻りの平準化）の遂行が容易となる。
- ロ 運用事務の簡素化が可能となる。

## (2) 将来における可能性

- ① 将来予想される貸付金市場の変貌 — 経済規模の拡大，超大型企業の出現（融資単位の大規模化要因），消費者金融の盛行（融資単位の小規模化要因） — との関連ではますます合同運用の必要性は高まる。一方将来個別基金の規模が巨大化した段階においては、「指定単」に対する委託者側の期待にそう意味で単独運用への指向も行なわれよう。
- ② 超長期安定資金でありかつ運用上実質価値維持の要請が強い年金資金の性格上，近い将来不動産に対する運用への要請が強まるであろうから，不動産を対象とする合同口の検討が遠からず日程にのぼろう。

## 6(1) わが国における自営業者年金制度の概要

### ① 公的年金制度

自営業者を対象とする公的年金制度としては，昭和34年に制定された国民年金制度があり，現在その被保険者数は2千万人をこえ，厚生年金とともにわが国公的年金制度の中心的存在となっている。国民年金の給付は，保険料納付期間25年で夫婦合せて月額1万円の水準であるが，近く予定される法改正が実現すれば夫婦2万円年金となる見込みである。

### ② 私的年金制度

国民年金制度はその性格上年金の給付水準には自ら制約があるため，同一業種としてまとまりもありしかも所得水準の比較的高い医師，歯科医師系の団体では，一般企業における年金制度の普及も刺戟となり近年独自の年金制度を実施する例がみられる。これらの団体では，実施主体と制度の加入者との間に雇用関係がないため，法人税法上適格退職年金としての要件を欠き，非適格年金として実施されている。

## (2) 自営業者年金制度と国民年金基金構想との関連

国民年金基金とは，国民年金における所得比例部分につき政府を代行するとともに業種

ごとの特殊の要請に応える上積み給付を行なう、厚生年金保険における厚生年金基金に類する制度であって、近々予定される国民年金保険法の改正により昭和45年10月1日より実施される見込みである。

そもそもこの国民年金構想の生れる発端となったのは農民年金問題である。農民年金構想は、昭和40年頃より論議されてきたが、昭和42年の総選挙において自民党が公約したことによりわかにクローズアップされるにいたったが、この政治的所産である農民年金を、国民年金制度の枠内に受入れる目的で考えられたのが国民年金基金制度である。

ところで、この国民年金基金については、国民年金法案に概ね厚生年金基金に準じた規定が設けられているが、現段階では認可基準は勿論、政省令の案もまったく検討されておらず、したがって医師会等現在非適格年金として運営されている年金制度がこの国民年金制度に移行しうるか否かはむしろ今後の問題であるが、国民年金基金は、税制上厚生年金基金並みの優遇措置が構えられることとなるので、移行によるメリットは大きいものと考えられる一方、公的年金として制度設計面等においてある程度の制約は伴うこととなるであろう。